

第8章 情報提供の充実

1. 情報提供の充実

◇ 現状と課題

情報は、日常生活や社会参加などに欠かすことのできないものであるため、障がい者等への情報提供方法は、障がいの種別や特性に配慮する必要がある、かつ情報伝達機器の普及に対応したものであることが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者等が可能な限り意思疎通手段（手話を含む）を選択でき、情報の取得や利用のための手段が選択できるよう、障がいの種別や特性に配慮するとともに情報提供の機会の拡大と内容の充実に努めます。

●目標1：「広報のぼりべつ」による情報提供（障害福祉G）

障がい者等に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報を「広報のぼりべつ」や市ホームページに掲載し周知に努めます。

●目標2：「福祉のしおり」の内容の充実と利用促進（障害福祉G）

障がい者等の各種福祉情報を掲載する「福祉のしおり」の充実を図るとともに、相談窓口等における利用促進に努めます。

●目標3：障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及（障害福祉G）

市民ボランティア団体の協力を得て、視覚障がい者用の点字や朗読による「広報のぼりべつ」などを発行し、障がいの特性に配慮した情報提供のほか、日常生活用具の給付による意思疎通手段の確保等に努めます。

また、各種通知等についても、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がいなどの障がい特性に配慮した文書作成に努めます。

◇ 施策の確保のための方策

（1）障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及

視覚障がい者用の点字や朗読による「広報のぼりべつ」の発行、視覚障がい者用パソコンソフトや読み取り機器、地上デジタル対応ラジオのほか、聴覚障がい者用の通信装置（ファックス）の機器等の普及に努めます。

- ・ 情報誌（紙）の点訳、音訳、ホームページ版による提供
- ・ 障がい者日常生活用具の給付等
- ・ 市窓口への手話通訳者の配置等

（2）手話の普及及び手話を使いやすい環境の構築を図るため、「（仮称）登別市手話言語条例」の制定に努めます。